

**(5) 今後の保育制度の姿 - 新たな保育の仕組み - (※その実現には財源確保が不可欠であることに留意が必要)**

**〈保育制度のあり方に関する基本的考え方〉**：すべての子どもの健やかな育ちの支援が基本。「質」の確保された「量」の拡充が必要。中期プログラムを踏まえた財源確保とともに必要な改革を行うべき。また、子どもの健やかな育成は「未来への投資」として国が責任をもって取り組むべきもの。国・地方を通じた公的責任の強化が必要。

**① 保育の必要性等の判断**

**i) 基本的仕組み**

- 市町村が保育の必要性・量、優先的に利用確保されるべき子ども(母子家庭、虐待等)について、受入保育所の決定とは独立して判断を実施。その旨の認定証明書の交付、認定者の登録管理、待機児童の情報開示を行う。
- 需要を明確化し、客観的に必要性が判断された子どもに公的保育を受けることができる地位を付与(例外ない保育保障)
- ※ 保育所には、応諾義務(正当な理由なく拒んではならない)と、優先受入義務(母子家庭、虐待等の場合の優先受入)を課す。

**ii) 判断基準の設定**

- 保育対象範囲、優先的に利用確保されるべき子ども(母子家庭、虐待等)の基本的事項は、国が基準を設定。その上で地域の実情に応じた基準の設定を可能に(人口減少地域での子ども集団の保障、きめ細かな判断基準等)

**iii) 判断基準の内容**

- パートタイム、早朝・夜間の就労、求職者、同居親族がいる場合でも必要性を認定。
- 専業主婦家庭に対しても、一定量の一時預かりを保障。

**iv) 保障上限量**

- 利用者ごとに、保障上限量(時間)を、例えば週当たり2～3区分程度を月単位で判断。(就労・通勤時間と子どもの生活の連続性等に配慮した適切な保育を行う観点を検討し、さらに検討。)

**v) 優先的に利用確保されるべき子ども(母子家庭、虐待等)のための仕組み**

- 市町村が優先を判断した子どもについては、保育所に優先受入義務を課す。

**vi) 「欠ける」という用語の見直し**

- 「保育に欠ける」という用語について、例えば「保育を必要とする」など、ふさわしいものに見直す。

**② 保育の提供の仕組み**

**i) 利用保障の基本的仕組み**

- 市町村に、保育を必要とする子どもに質の確保された公的保育が着実に保障されるための以下の実施責務を法制度上課す。
  - ア) 保育の必要性が判断された子どもに、質の確保された公的保育を受けることができる地位を付与(公的保育の保障)
  - イ) 質の確保された公的保育の提供体制確保責務(地域の提供基盤整備責務、最低基準・保育指針等の指導監督、研修実施等)
  - ウ) 利用支援責務(利用調整、公的保育契約の締結・履行支援)
  - エ) 保育の費用の支払い義務

**ii) 利用方式**

- 市町村がア)～エ)の公的責任を果たす三者の枠組みの中で、利用者が保育所と公的保育契約を締結。(新たな三者関係)

**iii) 利用者の手続き負担や保育所の事務負担に対する配慮**

- 利用者の申込手続や、事業者の募集・選考等の円滑・公平な実施のため、市町村の関与やコーディネートの仕組みを検討。